

当座カード（法人）規定

1. (カードの利用)

当座勘定について発行した当座カード（以下「カード」といいます。）は、次の場合に利用することができます。

- (1) 当社および当社がATMの共同利用による現金預入業務を提携した金融機関等（以下「入金提携先」といいます。）のATMを使用して当座勘定に預入れ（当座貸越金の返済を含みます。以下同じです。）をする場合
- (2) 当社および当社がATMの共同利用による現金支払業務を提携した金融機関等（以下「出金提携先」といいます。）のATMを使用して当座勘定の払戻し（当座貸越金の払戻しを含みます。以下同じです。）をする場合
- (3) 当社のATMを使用して振込資金を預金口座からの振替えにより払戻し、振込みの依頼をする場合
- (4) その他当社所定の取引をする場合

2. (ATMによる当座勘定の預入れ)

- (1) ATMを使用して当座勘定に預入れをする場合には、ATMの画面表示等の操作手順に従って、ATMにカードまたは当座勘定入金通帳を挿入し、現金を投入して操作してください。
- (2) ATMによる預入れは、ATMの機種により当社（入金提携先のATM使用の場合は、その入金提携先）が定めた種類の紙幣および硬貨に限ります。また、1回あたりの預入れは、当社（入金提携先のATM使用の場合は、その入金提携先）が定めた枚数による金額の範囲内とします。

3. (ATMによる当座勘定の払戻し)

- (1) ATMを使用して当座勘定の払戻しをする場合には、ATMの画面表示等の操作手順に従って、ATMにカードを挿入し、届け出の暗証番号および金額を正確に入力してください。この場合、当座勘定規定にかかわらず、小切手の振出しは必要ありません。
- (2) ATMによる払戻しは、ATMの機種により当社（出金提携先のATMを使用の場合は、その出金提携先）が定めた金額単位とし、1回あたりの払戻しは、当社（出金提携先のATMを使用の場合は、その出金提携先）が定めた金額の範囲内とします。
なお、1日あたりの払戻しは当社所定の金額の範囲内（書面その他の当社所定の方法により申し出を受け、当社が承認した場合は当該金額の範囲内で変更することができます。）とします。
- (3) ATMによる払戻しをする場合に、払戻金額と後記5.（2）に規定する出金手数料金額との合計額が払戻すことのできる金額（当座貸越を利用できる範囲内の金額を含みます。）を超えるときは、その払戻しはできません。
- (4) 同一日にATMによる当座勘定からの払戻し、およびATMによる振込みと、数通の小切手・手形等の支払いをする場合に、その合計額が払戻しのできる金額（当座貸越を利用できる範囲内の金額を含みます。）を超えるときは、そのいずれを支払うかは当社の任意とします。この場合、当社がこれらの手続きを完了するまでATMによる当座勘定からの払戻しおよびATMによる振込みはできません。

4. (ATMによる振込み)

- (1) ATMを使用して振込資金を当座勘定からの振替えにより払戻し、振込みの依頼をする場合には、ATMの画面表示等の操作手順に従って、ATMにカードを挿入し、届け出の暗証番号、その他の所定の事項を正確に入力してください。この場合、当座勘定規定にかかわらず、小切手の振出しは必要ありません。
- (2) ATMによる振込みは、ATMの機種により当社が定めた金額単位とし、1回あたりの振込みは、当社が定めた金額の範囲内とします。なお、1日あたりの振込みは当社所定の金額の範囲内（書面その他の当社所定の方法により申し出を受け、当社が承認した場合は当該金額の範囲内で変更することができます。）とします。
- (3) ATMによる振込みを依頼する場合に、振込金額と後記5.（2）の出金手数料金額と後記5.（3）の振込手数料金額の合計額が当座勘定から払戻すことのできる金額（当座貸越を利用できる範囲内の金額を含みます。）を超えるときは、その払戻しはできません。

5. (入金手数料・出金手数料・振込手数料)

- (1) ATMを使用して当座勘定に預入れをする場合には、当社および入金提携先所定のATMの使用に関する手数料（以下「入金手数料」といいます。）を当座勘定の預入れ時に、当座勘定規定にかかわらず小切手の振出しなしで当該当座勘定から自動的に引き落します。なお、入金提携先の入金手数料は当社から入金提携先に支払います。
- (2) ATMを使用して当座勘定の払戻しをする場合には、当社および出金提携先所定のATMの使用に関する手数料（以下「出金手数料」といいます。）を当座勘定の払戻し時に、当座勘定規定にかかわらず小切手の振出しなしで、当該当座勘定から自動的に引き落します。なお、出金提携先の出金手数料は、当社から出金提携先に支払います。
- (3) ATMを使用して振込みをする場合には、当社所定の振込手数料を、振込資金の払戻し時に、当座勘定規定にかかわらず小切手の振出しなしで、当該当座勘定から自動的に引き落します。

6. (代理人による当座勘定の預入れ・払戻しおよび振込み)

- (1) 代理人（1名に限ります。）による当座勘定の預入れ、払戻しおよび振込みの依頼をする場合には、代表者から代理人の氏名、暗証番号を届け出てください。この場合、当社は代理人のためのカードを発行します。
なお、当座貸越をご契約の場合は、代理人のためのカードは発行できません。
- (2) 代理人のカードの使用についても、この規定を適用します。

7. (ATM故障時等の取扱い)

- (1) 停電、故障等により当社のATMによる取扱いができない場合には、窓口営業時間内に限り当社本支店の窓口でカードにより当座勘定の預入れをすることができます。なお、入金提携先の窓口では、この取扱いをしません。
- (2) 停電、故障等により当社のATMによる取扱いができない場合には、窓口営業時間内に限り、当社がATM故障時等の取扱いとして定めた金額を限度として当社本支店の窓口でカードにより当座勘定の払戻しをすることができます。なお、出金提携先の窓口ではこの取扱いをしません。
- (3) 前記（2）による払戻しをする場合には、当社所定の払戻請求書に法人名、金額および暗証番号通知票に届け出の暗証番号を記入あるいは、暗証番号入力装置に届け出の暗証番号を入力するうえ、カードとともに提出してください。この場合、当座勘定規定にかかわらず、小切手の振出しは必要ありません。
- (4) 停電、故障等により当社のATMによる取扱いができない場合には、窓口営業時間内に限り、当社本支店の窓口で、前記3および4によるほか振込依頼書を提出することにより振込みの依頼をすることができます。

8. (当座勘定取引明細表の表示)

カードによる当座勘定の払戻しの場合、および振込みの依頼の場合、当座勘定取引明細表には払戻した金額と出金手数料金額および振込手数料金額についてそれぞれの金額を分けて表示します。

9. (カードの紛失、届出事項の変更等)

- (1) カードを失ったとき、カードが偽造、変造、盗難、紛失等により他人に使用されるおそれが生じたとき、または他人に使用されたことを認知したときは、ただちに本人から当社所定の方法により取引店に届け出てください。この届け出を受けたときは、ただちにカードによる当座勘定の払戻し停止の措置を講じます。この届け出の前に生じた損害については、当社は責任を負いません。
- (2) 前記（1）の届け出の前に、カードを失った旨電話による通知があった場合にも、前記（1）と同様とします。なお、この場合にも、当社所定の方法によりすみやかに取引店に届け出てください。
- (3) 法人名、代表者、代理人、暗証番号その他の届出事項に変更があった場合には、当社所定の方法によりただちに本人から取引店に届け出てください。この場合、当社が必要と認めるときは、カードもあわせて提出してください。この届け出の前に生じた損害については、当社は責任を負いません。
- (4) カードの盗難、紛失等の場合におけるカードの再発行は、当社所定の手続きをした後に行います。この場合、当社は、相当の期間をおき、また保証人を求めることがあります。
- (5) カードを再発行する場合には、当社所定の再発行手数料をいただきます。

10. (暗証照合等)

- (1) カードは他人に使用されないよう保管してください。また、暗証番号は他人に知られないようにしてください。また、暗証番号は設立年月日、電話番号、同一番号、連続番号など他人に知られやすい番号を避けるとともに、定期的に変更して、他人に知られないようにしてください。
- (2) 当社が、カードの電磁的記録によって、ATMの操作の際に使用されたカードを当社が交付したのとして処理し、入力された暗証番号と届け出の暗証番号との一致を確認して当座勘定の払戻しをした場合は、カードまたは暗証番号につき偽造、変造、盗難、紛失その他の事故があっても、そのために生じた損害については、当社および出金提携先は責任を負いません。ただし、この払戻しが偽造カードまたは変造カードによるものであり、カードおよび暗証番号の管理について本人の責に帰すべき事由がなかったことを当社が確認できた場合の当社の責任についてはこの限りではありません。
- (3) 当社の窓口においてカードを確認し、暗証番号通知票に届け出の暗証番号を記入あるいは暗証番号入力装置に入力された暗証番号と届け出の暗証番号との一致を確認のうえ取扱いました場合にも、前記(2)と同様とします。

11. (ATMへの誤入力等)

ATMの使用に際し、金額、口座番号等の誤入力または誤操作等により発生した損害については、当社および入金提携先・出金提携先は責任を負いません。

12. (解約、カードの利用停止等)

- (1) 当座勘定を解約する場合またはカードの利用を取りやめる場合には、そのカードを当店に返却してください。また、当座勘定規定により当座勘定が解約された場合も同様に返却してください。
- (2) カードの改ざん、不正使用など当社がカードの利用を不適当と認めた場合には、その利用をお断りすることがあります。この場合、当社からの請求がありましたらただちにカードを当店に返却してください。
- (3) 次の場合には、カードの利用を停止することがあります。この場合、当社からの請求がありましたらただちにカードを当店に返却してください。ただし下記②の場合、当社の窓口において当社所定の本人確認書類の提示を受け、当社が本人であることを確認できたときに停止を解除します。
 - ① 後記13.に定める規定に違反した場合
 - ② カードが偽造、変造、盗難、紛失等により不正に使用されるおそれがあると当社が判断した場合

13. (譲渡、質入れ等の禁止)

- (1) カードの所有権は、当社に帰属するものとし、本人にカードを貸与するものとします。
- (2) カードは、他人に譲渡、質入れ、その他第三者の権利の設定をしたり、また他人に貸与、占有、または使用されることはできません。

14. (規定の適用)

この規定に定めのない事項については、当社当座勘定規定、当座勘定貸越約定および振込規定により取扱います。

15. (規定の変更等)

- (1) この規定の各条項は、金融情勢その他諸般の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当社ウェブサイトへの掲載による公表その他相当の方法で公表することにより、変更できるものとします。
- (2) 前記(1)の変更は、公表の際に定める1か月以上の相当な期間を経過した日から適用されるものとします。

以上